

退職給付会計の概要

KPMG in Mexico

本ニュースレターにおいては、退職給付会計の概要について解説させていただきます。

COVID-19の感染拡大は多くの企業にさまざまな影響を与えており、メキシコ日系企業の皆様におかれましても、需要低迷に伴う売上減少や衛生プロトコルの遵守に伴う稼働率低下といった状況に直面されている企業が大半を占めていると思われまます。その結果として、やむを得ず従業員の解雇に踏み切る企業が通常よりも多くなっていると想定されます。そのような背景から、本ニュースレターにおいては、退職給付会計に関する基本的な考え方や適用する上での留意点を共有させていただければと思います。

なお、退職給付会計について、メキシコ日系企業が通常採用されていると考えられるメキシコ会計基準 (NIF)・国際会計基準 (IFRS)・米国会計基準 (USGAAP) においてベースとなる考え方は基本的には同じであります。当然ながら各基準によって詳細な取扱いが異なる点ございますので、採用されている会計基準および監査人等の見解に照らして自社への影響を検討することが必要な点、ご留意いただければと思います。

目次

1. 退職給付会計の概要
2. メキシコにおける退職給付制度
3. 確定拠出制度の会計処理の概要
4. 確定給付制度の会計処理の概要

1. 退職給付会計の概要

(1) 退職給付金とは

退職給付とは、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、従業員の退職に伴い退職一時金や退職年金といった形で支給される退職金のことを言います。

退職一時金制度とは、企業が退職給付の原資について外部積み立てを行わず、従業員が定年や自己都合等で退職する際に、一時金として支給する制度のことを言います。退職年金制度は、企業が退職給付の原資について外部に掛金を拠出することで積み立てを行い、従業員が定年や自己都合等で退職する際に、その外部積み立てしてある資産から従業員に年金として支払う制度のことを言います。

(2) 退職給付会計

会計上、退職給付制度は (a) 確定拠出制度と (b) 確定給付制度のいずれかに区分され、それぞれ会計処理が定められています (確定拠出制度の会計処理については下記3、確定給付制度の会計処理については下記4において解説しております)。

確定拠出制度とは、一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度を言います。他方、確定給付制度とは、確定拠出制度以外の退職給付制度を言います。確定給付制度においては、将来の給付額があらかじめ決まっていることから不足分については企業が負担する必要があります。

2. メキシコにおける退職給付制度

～ポイント～

- 確定拠出型の年金制度があること
- 通常、従業員を解雇する際に、勤続手当・解雇手当の支払いが必要となること

メキシコにおける退職給付制度は、以下の制度が法律上定められています。

(1) 退職年金積立制度 (SAR)

メキシコ社会保障法上、民間の労働者に対する年金制度として退職年金積立制度 (Sistemas de Ahorro para el Retiro “SAR”) が設けられています。SARは、メキシコ版401Kと呼ばれており、確定拠出型年金制度となります。雇用主である企業は、従業員の給与の5.15%を拠出金として納める義務があります (従業員負担は1.125%)。なお、現在、年金制度改革法案が国会において審議されており、雇用主拠出率の引き上げ等が検討されていることから、今後の動向にご留意する必要があります。

(2) 労働法上の退職補償制度

① 勤続手当 (Seniority Premium)

メキシコ労働法上、勤続年数15年以上の従業員が自己都合により退職する場合、もしくは自己都合退職以外の退職の場合、以下の退職金を支払うことが定められています*1。

- 日給*2×12日間×勤続年数

(*1) ②解雇手当の注釈3参照

(*2) 基本給+各種手当等を含んだ金額を365日で割ることで算出されます。ただし、1日当たりの給与は最低賃金の2倍の金額が上限とされています (メキシコ日系企業で勤務されている従業員の場合、最低賃金の2倍の金額を適用することがほとんどのケースと思われます)。

② 解雇手当 (Severance Cost)

メキシコ労働法上、正当な理由なき解雇の場合、解雇手当として以下の金額を

支払うことが定められています*3。

■ 3カ月分の給与

■ 20日分の給与×勤続年数*4

(*3) メキシコにおいては、労働法において規定された正当な事由がある場合を除き、原則として従業員を解雇することができません。もし企業が従業員を解雇する場合、当該従業員に対して当該正当事由を記載した通知書を交付しなければならず、従業員は当該通知に対して調停仲裁裁判所に不当解雇を主張して提訴することができ、企業側が正当事由について立証する責任を負います。なお、メキシコにおいては一般的に労働者に対する保護意識が非常に強いことから、正当な事由が存在する場合であっても労働者側での判断がなされることが多いため、労働裁判まで至った場合には会社都合による解雇は非常に困難となります。実務的には正当事由の有無にかかわらず、労働法、さらには社内規定に沿った形で解雇手当に相当する金額や勤続手当を退職金として支払い自主退職してもらうケースが多く見受けられます。

(*4) メキシコ労働法上、解雇通知を受けた従業員（調停仲裁裁判所において正当な事由がある場合があると認定された場合を除く）は、企業に対して復職を求める権利または解雇補償金の支払いを求める権利があります。企業は、当該補償金を支払うことで、従業員を職場復帰させる義務が免除されます。よって、一般的にはこちらも含めて解雇手当として支払うことが一般的と思われます。

メキシコ日系企業においては、上記以外に企業独自の退職給付制度を設けている企業はほとんどなく、労働法で規定されている上記の退職金を社内規定として取り込んでいると思います。したがって、一般的なメキシコ日系企業にかかる退職給付会計としては、SARを確定拠出制度としてメキシコ社会保険庁（IMSS）に対する拠出額を費用として会計処理し、勤続手当および解雇手当を退職一時金の確定給付制度としてそれぞれ会計処理することになると考えられます。

なお、税務上は、SARの掛金、勤務手当および解雇手当に対して損金算入限度額の取扱いが定められている点にご留意ください。なお、当該税務上の取扱いについては、2020年8月10日号「日本人駐在員給与に関する個人所得税および法人所得税上の留意事項について」のニューズレターにおいて解説しておりますのでそちらをご覧ください

3. 確定拠出制度の会計処理の概要

～ポイント～

■ 拠出額を費用処理するのみ

確定拠出制度の会計処理は確定給付制度と比較してシンプルで、当該制度に基づく要拠出額を費用として認識することのみとなります。

メキシコにおいては、上述したSARとして企業が拠出すべき金額を費用として認識することとなります。

4. 確定給付制度の会計処理の概要

～ポイント～

- 原則、年金数理人による計算が必要
- 解雇手当の取扱いについては、IFRSとNIFでは相違がある点に留意

(1) 会計処理の概要

確定給付制度の会計処理は、債務および費用の算定にあたり数理計算上の仮定や割引計算が必要とされることから、確定拠出制度に比べると複雑となります（確定給付制度の会計処理の詳細は複雑であることから、本ニュースレターにおいては、基本概念のみを解説している点ご注意ください）。

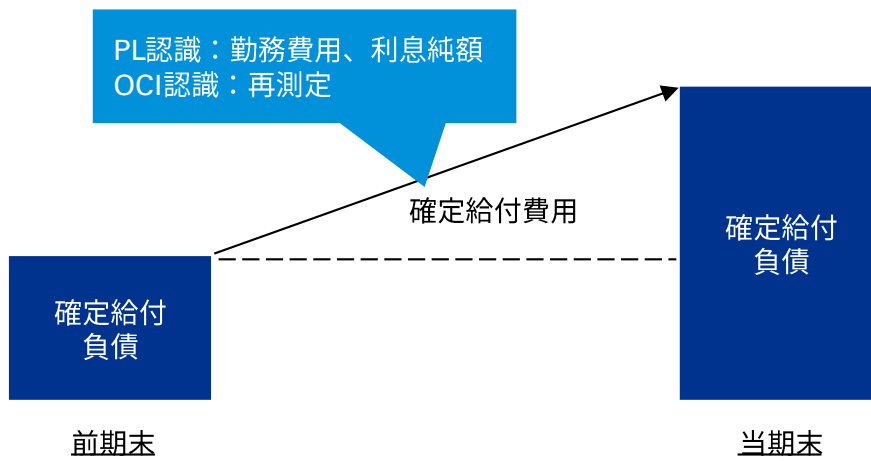
確定給付制度の会計処理の基本的な考え方は、確定給付制度債務（従業員から受けた勤務の対価として企業が将来支払わなければならない予想給付額）の現在価値を制度資産（従業員に対する退職金支払いのための社外積立）の公正価値の額と比較して会計処理を行います。



すなわち、決算日において、確定給付制度債務の現在価値が制度資産の公正価値を上回っている、つまり、積立不足の場合は、その不足分を確定給付負債として認識します。一方、制度資産の公正価値が確定給付制度債務の現在価値を上回っている、つまり、積立超過の場合は、その超過分を貸借対照表（B/S）上、確定給付資産として認識します。

上述のとおり、メキシコ日系企業においては労働法に定められている退職一時金である勤続手当や解雇手当以外に企業独自の確定給付年金制度を設けている企業はほとんどないと思われます。したがって、確定給付制度の会計処理を検討する際、一般的には制度資産について考慮する必要はないと考えられます（すなわち、必ず確定給付負債となります）。

また、当期末の確定給付負債と前期末の確定給付負債の差額を確定給付費用として損益計算書（P/L）またはその他包括利益計算書（OCI）において認識します。確定給付費用は、以下のように分類され、損益計算書（P/L）またはその他包括利益計算書（OCI）において認識されます。



(2) 年金数理人の利用

確定給付制度債務の算定にあたっては数理計算上の仮定（死亡率、離職率、割引率、昇給率等）を用いる必要があることから、その算定にあたっては、原則として、年金数理人への依頼が必要となります。

年金数理人を利用する場合は、年金数理人から計算結果レポートを受領するまでの期間を考慮したうえで決算スケジュールに組み込むことが必要となってくる点にご留意ください。

(3) IFRSにおける解雇手当の取扱い

IFRSにおいては、退職給付とは別に解雇給付に関する会計処理を定めています。IFRSにおいて解雇給付にかかる債務は、基本的には当該給付の支給を行うという企業の決定が変更できない時点で認識することを求めています。したがって、NIFやUSGAAPと異なる会計処理となる点にご留意ください。

COVID-19の影響を受ける2020年度においては、確定給付制度債務の算定の基礎となる数理計算上の仮定を見直す必要があるかもしれません。例えば、離職率が今までより高くなることにより確定給付制度債務が増加する、あるいは適用する割引率が低くなることにより確定給付制度債務が増加するといった影響があるかもしれません。したがって、2020年度の決算において退職給付会計がどのような影響を与えるかについて早めに検討しておくことが重要と考えられます。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2020 KPMG Cardenas Dosal, S.C., the Mexican member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.